

◇大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 優先的に選考して市営住宅に入居させることができる世帯の範囲を改めることにしました。
- 2 八幡屋第1住宅及び八幡屋第1－1駐車場を設置することにしました。
- 3 西中島第2住宅の位置を改めることにしました。
- 4 西中島第2－1駐車場を設置することにしました。
- 5 再開発住宅等の一部について家賃月額を改定することにしました。
- 6 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 7 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。ただし、一部の規定は同月16日又は同月17日から施行することにしました。

(都市整備局住宅部管理課)